

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

厚生労働省・荷役作業安全ガイドライン講習会のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部

陸上貨物運送事業における労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項とともに荷主等の実施事項を示しました。

当支部では、荷主等事業者の皆様を対象に、荷役ガイドラインの求める対策を具体的に解説し、その理解をいただくため、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底のうえ、下記により開催いたします。

陸上貨物運送事業における労働災害の防止には、荷主等の企業の皆様のご協力が不可欠となりますので、関係各位の積極的なご参加をお待ちしています。

記

- 日時 令和3年2月12日（金）13:30～16:30
- 場所 群馬県トラック総合会館（群馬県前橋市野中町595）
- 定員 36名
- 参加費 無料
- 申込み 令和3年2月3日（水）までに参加申込書にご記入のうえ、陸災防群馬県支部へお申し込み下さい。

<お問合せ先>

陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部
〒379-2166 群馬県前橋市野中町595
Tel 027-261-0244（担当：永井・篠原）
Fax 027-261-7576

参考リンク先

- 陸災防群馬県支部ホームページ
<http://www.gta.or.jp/rikusai/schedule.html> ※近日掲載予定
- 陸災防本部ホームページ
http://rikusai.or.jp/uploads/pdfs/2020_koushu_niyaku.pdf

荷主等事業者（荷主・配送先・元請等）の皆様へ

厚生労働省補助事業

荷役作業安全ガイドライン講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。

このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。

この講習会は、荷主等事業者の皆様を対象に、荷役ガイドラインの求める対策を具体的に解説し、その理解をいただくため、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底のうえ、下記により開催するものです。多くの荷主等事業者の皆様にご参加いただきますようお願いいたします。

記

1 開催日時 令和3年2月12日（金）
13:30～16:30

2 開催場所 群馬県トラック総合会館
群馬県前橋市野中町595

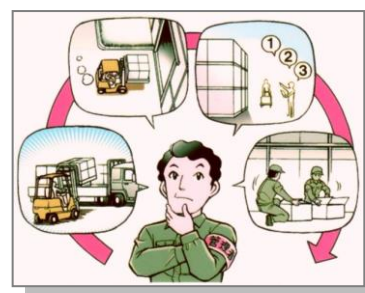
3 講習内容

- ・貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律
- ・荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割
- ・荷役ガイドラインの求める荷主等事業者及び陸運事業者の実施事項

4 参加費 無 料

5 参加定員 36名

6 参加申込 令和3年2月3日（水）まで（但し定員になり次第、締め切ります。）に下記申込書にご記入のうえ、陸災防群馬県支部までファックス（Fax027-261-7576）にてお申し込みください。こちらから受講票等は送付いたしません。満席時のみご連絡いたします。



..... このままファックスして下さい。

荷役作業安全ガイドライン講習会参加申込書

参加者氏名		
事業場名		（業種： ）
連絡先	〒 Tel ご担当者氏名	Fax

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習以外は使用いたしません。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部（担当：永井・篠原）

TEL 027-261-0244/FAX 027-261-7576